平成２４年（フ）第９０７号
大阪府寝屋川市菅相塚町12番24号
債務者　髙谷　晴恵
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６２号
大阪市都島区内代町２丁目13番２―302号
債務者　山添　和成
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０４号
大阪府東大阪市稲葉１丁目13番26号、前住所
大阪府東大阪市若江東町４丁目５番35号
債務者　清水　安子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３９号
大阪府東大阪市布市町１丁目10番28号
債務者　野中　香織（旧姓阿蘇）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５４号
大阪府守口市大日町１丁目14番14号
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０１号
大阪市住吉区万代６丁目７番17―501号
債務者　川口　隆男
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２６号
大阪市西成区玉出西２丁目14番８―511号
債務者　嘉喜山ゆかり（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５３号
大阪市東成区大今里西２丁目10番18号　ウエムラグレース今里401号、前住所大阪市北区長柄西１―１―37
債務者　姉川　広之
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９７号
大阪府守口市南寺方北通２丁目６番８号
債務者　柿内　和美（旧姓中條）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５７号
大阪市此花区西九条５丁目３番１―404号
債務者　筆保　千枝
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６３号
大阪市住之江区御崎５丁目５番11号
債務者　中川　弓子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６８号
大阪府茨木市庄２丁目17番８号
債務者　内村　永子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７５号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号―202号
債務者　和田　公子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８６号
大阪府東大阪市水走１丁目３番43号
債務者　馬野　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２５号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番８―304号、前住所大阪市東淀川区井高野３丁目11番20―1003号
債務者　篠田　尚子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２８号
大阪府大東市諸福２丁目４番17号　アポローズマンション303号
債務者　吉田　卓也
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３２号
大阪府高槻市若松町35番１―205号
債務者　山崎　正幸
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３３号
大阪府高槻市富田町１丁目21番７号　大栄ビル401号室
債務者　松井　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部